



知的財産政策の今後の方向性について

産業構造審議会 第13回知的財産政策部会

平成22年3月

特 許 庁

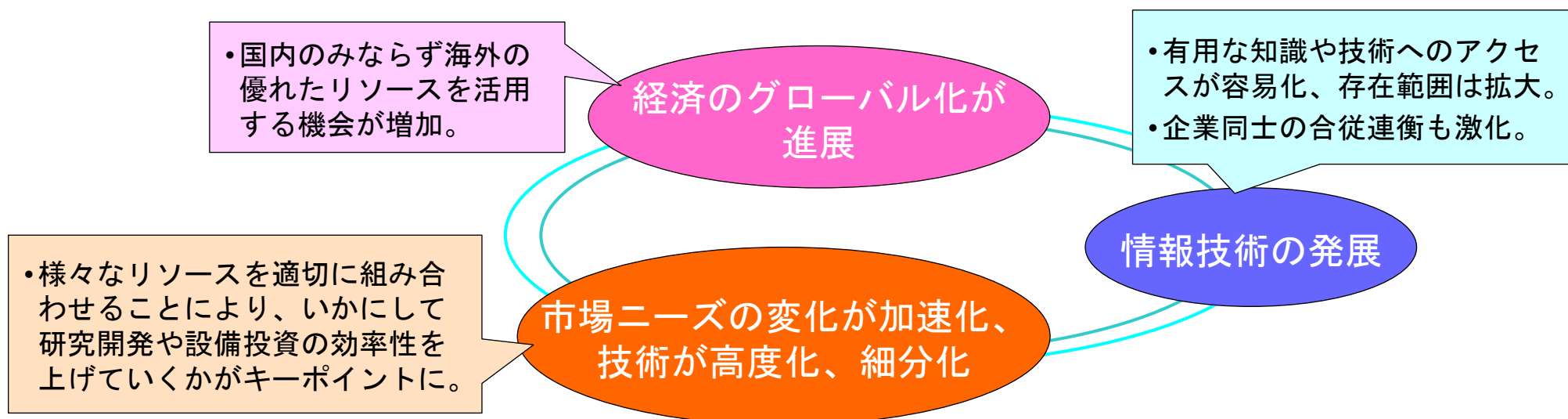
1. 検討の視点 ～知的財産政策をめぐる環境変化～
2. 知的財産政策の今後の方向性
 - (1) 特許活用の促進
 - (2) 知的財産制度の国際的な制度調和
 - (3) 中小企業等幅広いユーザーを支援する知財制度の利便性向上
 - (4) イノベーションの促進に向けた特許料金の見直し



1. 検討の視点 ～知的財産政策をめぐる環境変化～

検討の視点①(オープンイノベーションの進展)

- ライフサイクルの短縮化、技術の高度化・細分化、情報技術の発展等により、国内のみならず海外の優れた知的財産を活用する機会が増加。企業同士の合従連衡も激化。
- 外部の知識や技術を有効活用するオープン・イノベーションの重要性が高まっている。



「オープンイノベーションの下での知的財産権は、知識・技術の流動化を促進するためのいわば『通貨』の役割を果たすとの見方もあるなど、クローズドイノベーションの下での技術を独占的に利用する手段としての役割に加え、**知識・技術の流通を円滑化するためのインフラとしての役割**が求められる。」

※イノベーションと知財政策に関する研究会
「イノベーションに促進に向けた新知財政策」(2008年8月)より

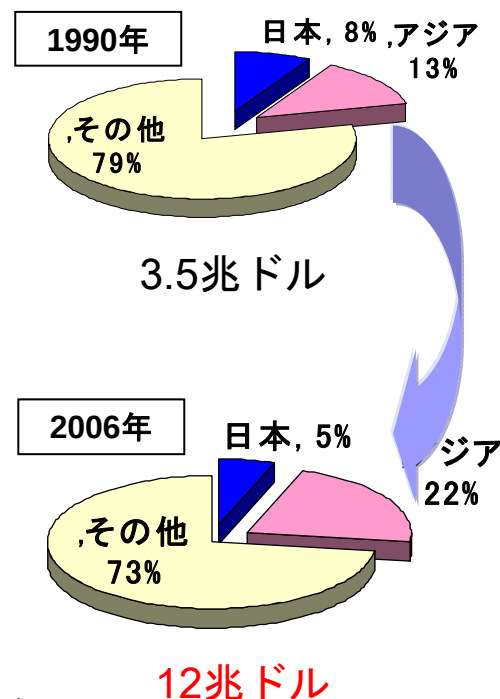
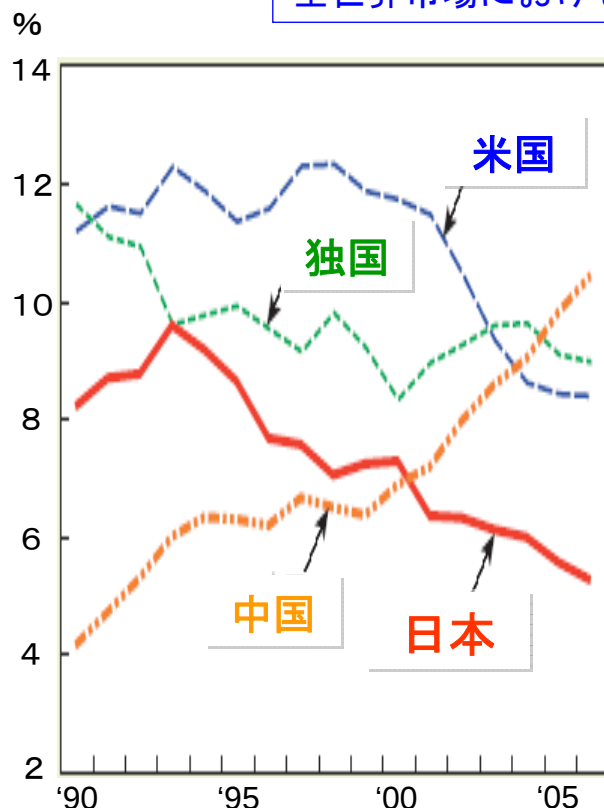


インフラとしての知的財産権制度が、その役割を十全に果たしていくためには、
①利便性の向上、②予見性の向上、③コストの削減が一層強く求められる。

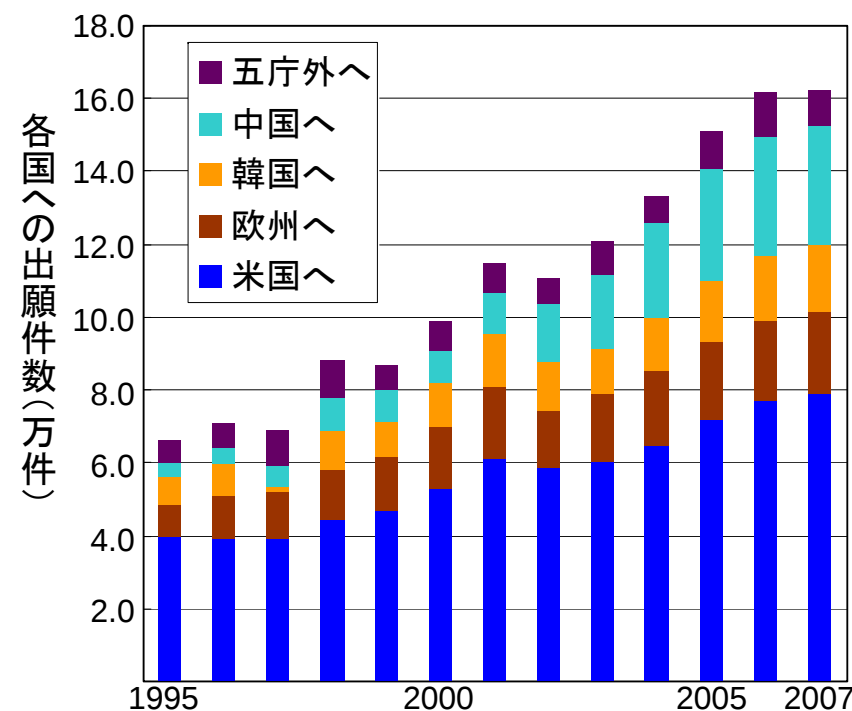
検討の視点②(企業の海外展開の活発化)

- 先進国企業だけでなく、アジア各国等、新興国企業も含めたグローバルな競争が激化。
- 日本人の特許出願先も、欧米のみならず、中韓への出願が増加。
- 我が国企業の海外進出を円滑にするため、**知的財産制度の幅広い国際調和が求められる。**

全世界市場における各国輸出シェア



日本国籍出願人の出願先国の状況



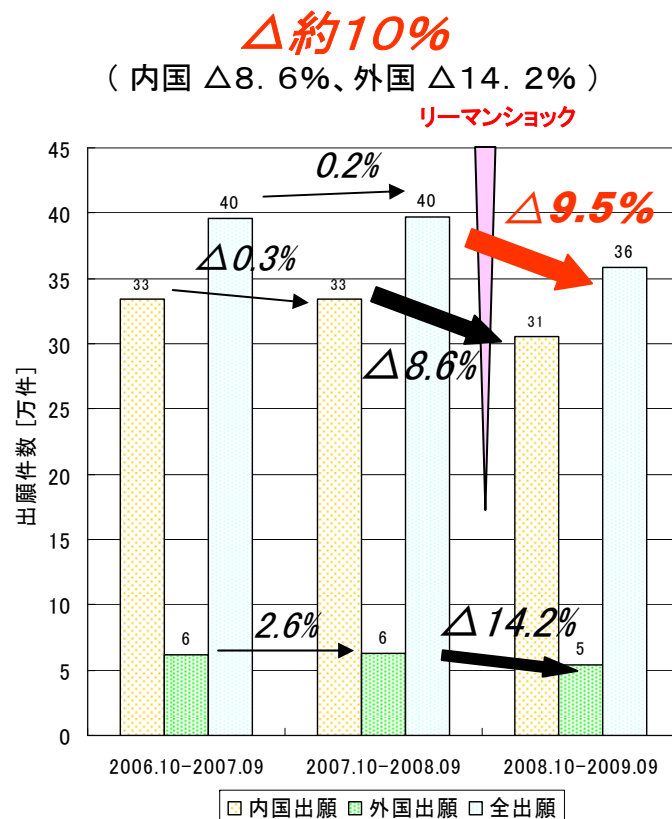
資料: WIPO Statistics Databaseから特許庁作成。

(備考) 1. IMF “Direction of Trade Statistics” により作成。
 2. シェアは当該国輸出額／全世界輸入額にて算出。
 3. 中国については香港の輸出を含み、アジアについては域内輸出を含み日本を除く。
 (資料)内閣府「平成20年度 年次経済財政報告」(2008年7月)第1-2-20図

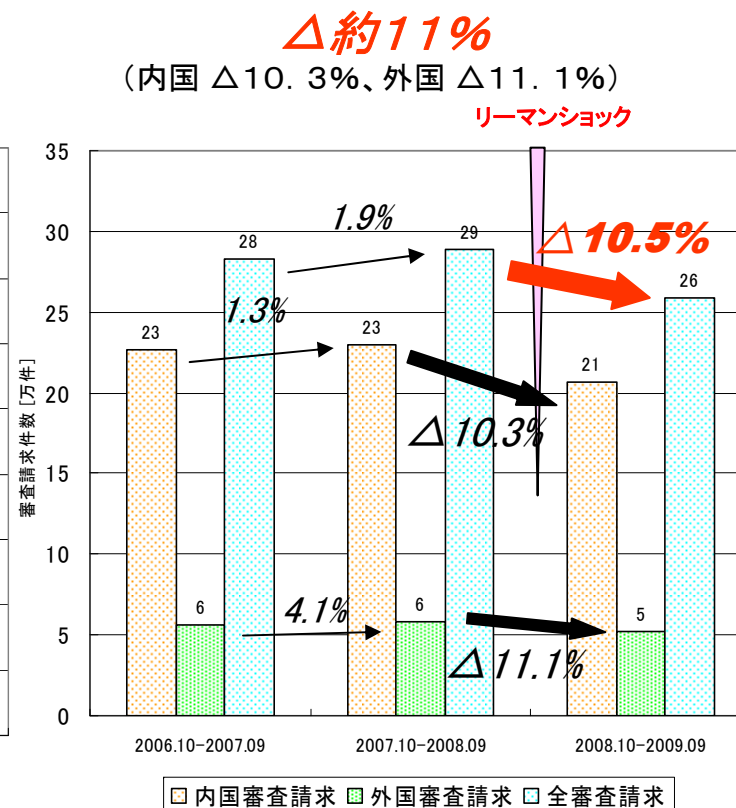
検討の視点③(経済危機の影響)

- リーマンショック前後で、出願・審査請求は約10%の減少。
- 企業において特許出願等の厳選化が進む中、知的財産制度もコストに見合った利便性の高いものであることが一層求められる。

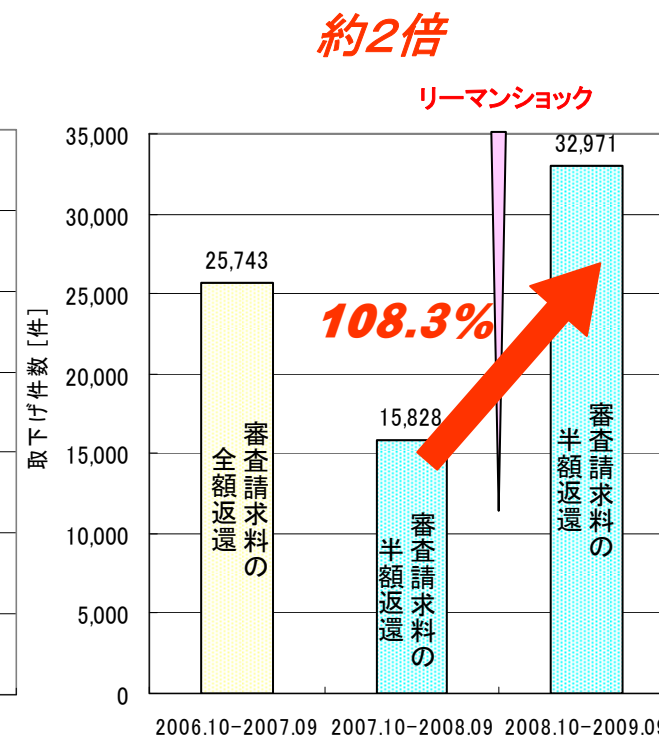
特許出願件数



審査請求(3年請求のみ)



審査前の出願取下げ

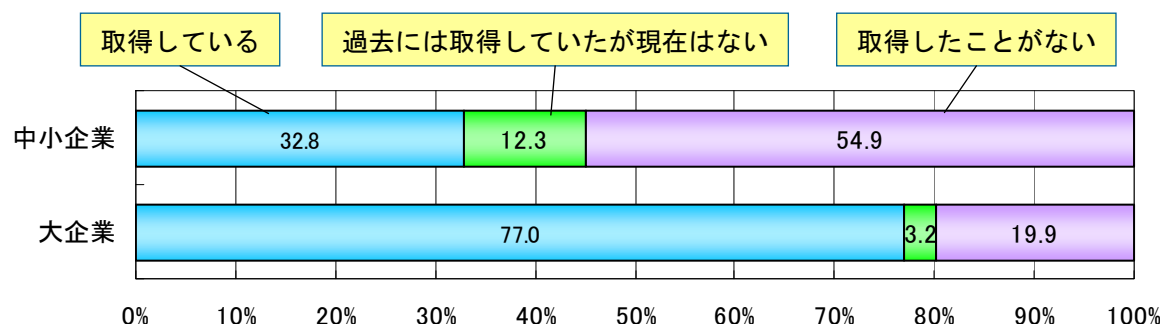


(出所:特許庁データベース(2009.10月取得))

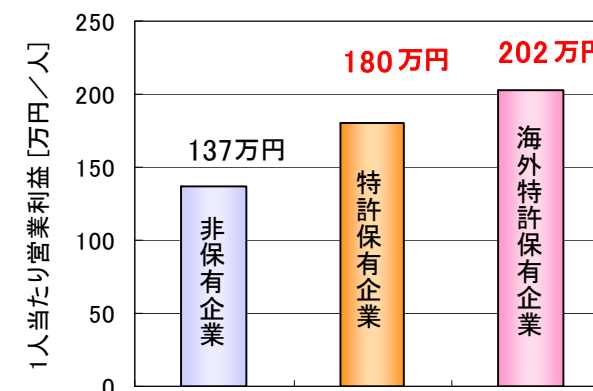
検討の視点④(イノベーションの裾野の拡大)

- オープンイノベーションの下においては、中小企業、大学を含めた知的財産の総動員が必要。
- 我が国の付加価値額の約半分を占める中小企業が、知的財産を活用するポテンシャルは充分。
- 知的財産制度を中小企業、大学等に一層利用しやすいものとし、イノベーションの裾野の拡大を促進。

大企業と中小企業の特許取得状況比較

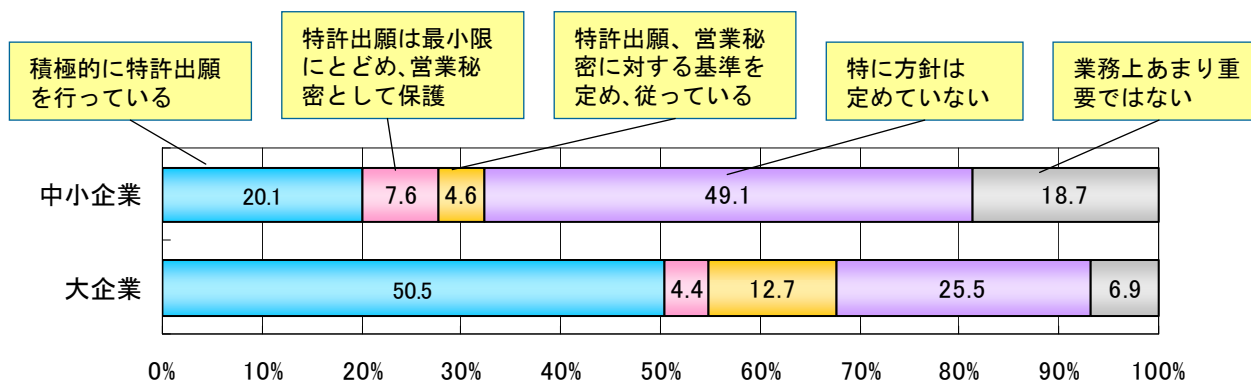


特許保有の有無による営業利益の比較



(出典) 中小企業白書 2009

大企業と中小企業の特許出願、営業秘密に対する戦略の比較



(出典) 「市場攻略と知的財産戦略にかかるアンケート調査」(2008年12月)
三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)

新成長戦略(基本指針:抜粋)

- ・イノベーション創出のための制度・規制改革と知的財産の適切な保護・活用を行う
- ・中小企業の知財活用を促進する



2. 知的財産政策の今後の方向性

知的財産政策の今後の方向性(全体イメージ)

目的： イノベーションは今後の我が国の成長・競争力の鍵。成長・競争力強化はイノベーションが特許等で守られ、活用されてこそ実現可能。この観点から、知的財産制度についても不断の見直しが不可欠。

課題①「特許活用の促進」： 製品の高度化・複雑化とオープンイノベーションが進展。特許数が千以上の製品も出現する中で、技術や研究開発のための時間を買う企業間の連携が活発化。特許の活用が容易で予見可能性の高い基盤の構築が必要。

課題②「国際的な制度調和」： グローバリゼーションの進展で、アジア等海外市場を押さえる企業の動きが活発化。海外における権利の早期取得、国際的な制度調和、アジア諸国等の知財インフラ作りへの国際協力のニーズが増大。

課題③「中小企業等幅広いユーザーの利便性向上」： 各国の制度間競争も激しくなる中、ユーザーの利便性の低い制度を持つ国は、内外の企業を引きつける力を低下させるおそれがある。イノベーションの一翼を担う中小企業や大学にとっても大きな負担。

①「特許活用の促進」に向けた取組

- 特許流通事業の抜本的強化
 - ー 地方自治体との一体的支援
 - ー 海外とのマッチング支援 等
- ライセンス制度の利便性向上
(ライセンスについて、登録せずに特許権の譲受人等に対抗できる制度等の検討)
- 迅速・効率的で予見可能な紛争処理
(侵害訴訟の蒸し返しの防止、裁判官の技術的判断の支援等)
- 差止請求権の在り方の検討

②「国際的な制度調和」に向けた取組

- 特許審査ハイウェイ (PPH) の戦略的拡大
 - アジア諸国、新興国における知的財産基盤の底上げに向けた人材育成、IT化支援等
 - 模倣品対策への継続的取組
- 法制面の主な検討項目**
- 手続面の国際調和
(権利者のミスによる失効の救済等)

③「中小企業等幅広いユーザーを支援する知財制度の利便性向上」に向けた取組

- 地元密着型ワンストップサービスを通じたきめ細かい支援
 - 中小企業の海外知財展開支援
 - 大学発の革新的技術を事業化に結び付ける専門家による支援
- 大学・研究者等にも容易な出願手続
- 手続面の国際調和 (再掲)
 - 無権原者の出願 (冒認出願) に関する救済措置

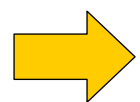
④特許料金の見直し



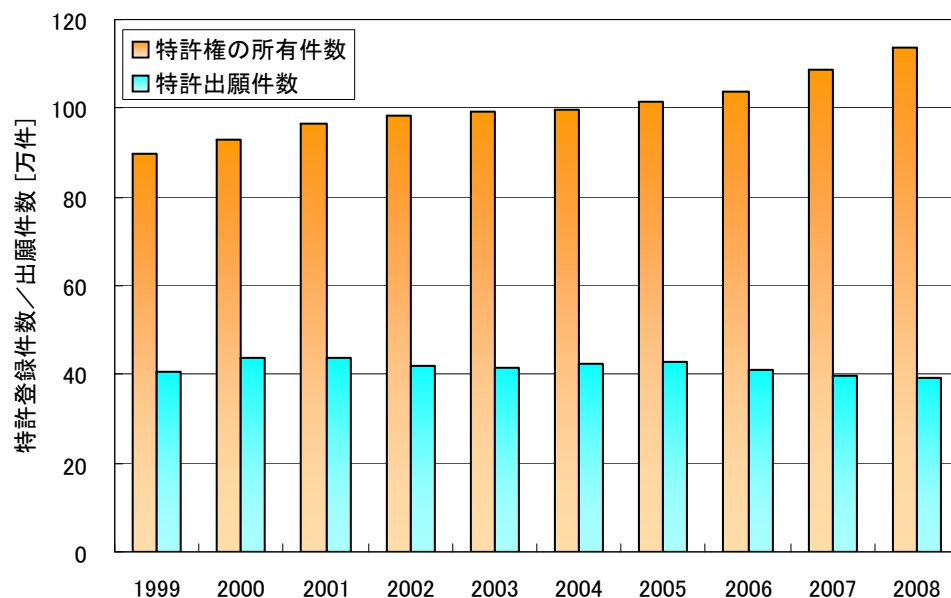
(1) 特許活用の促進

特許活用の現状

- イノベーションのオープン化により、特許の流通の利便性・透明性が一層重要。
- 企業・大学等の活発な研究及び技術開発の結果、毎年40万件前後の特許出願が出されており、我が国に登録されている特許権のうち内国人の保有総数は約110万件に上る（2007年）。
- しかし、特許権の利用形態としては、自社実施・他社への実施許諾等の積極的活用が約50%、防衛目的の消極的活用が約30%を占めており、残りの20%弱は未利用であると推計されている。

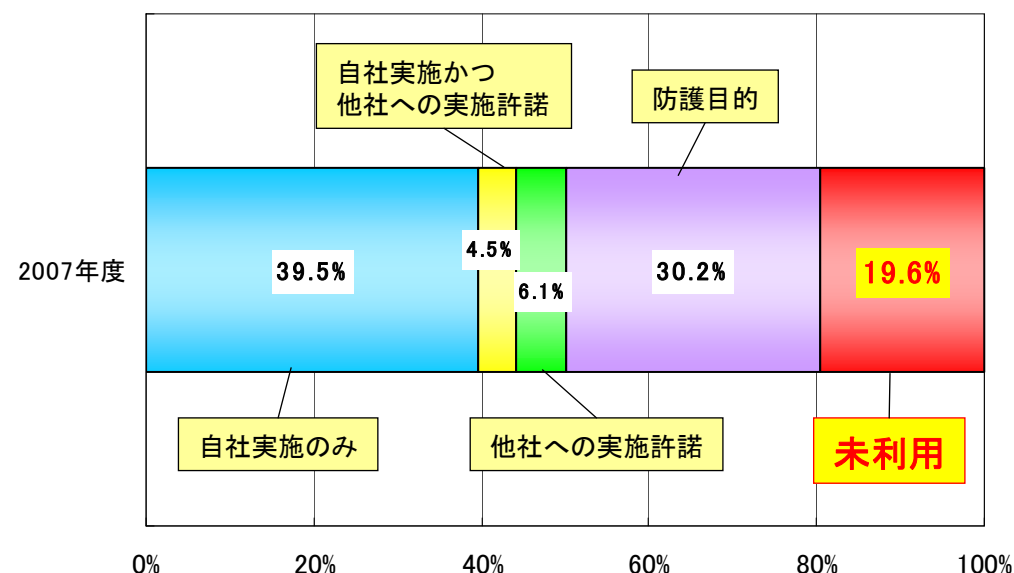
 研究及び技術開発の成果を効果的に産業競争力につなげていくには、これらの未利用特許をはじめとし、特許の活用を促進させていくことが重要。

国内特許権の所有件数



(出典) 2009年特許行政年次報告書

国内特許権の利用状況



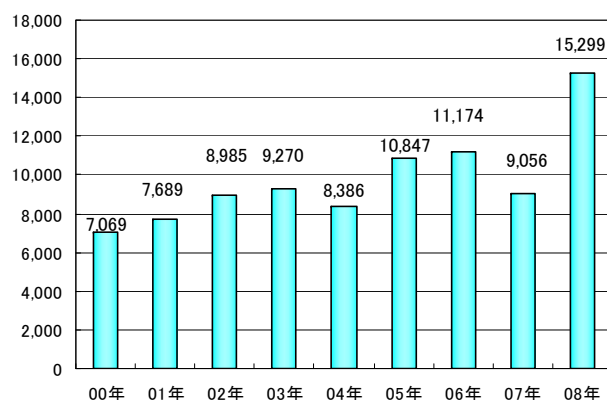
(出典) 2008年度知的財産活動調査

特許活用の促進に向けた新たな課題例(ライセンス制度における課題)

- 企業における事業再編の活発化などを背景として、特許権の移転件数が増加している。
- また、イノベーションのオープン化等の環境変化によって、自社の技術のみで製品開発・製造の工程を完結することは現実的に困難な場合が多く、1つの最終製品に至るまでに多数のライセンス契約が締結されているなど、ライセンスの重要性が高まっている。
- 一方、現行制度においては、ライセンスを受けた者は、特許庁に登録しないと、事業譲渡等によって特許権が移転した場合、(特許権の譲受人から差止請求等を受け、)その特許を利用できなくなるおそれがある。
- しかし、実務上、数百、数千ものライセンスが必要とされる場合、すべてのライセンスについて登録することは困難であること等から、**ライセンスのほとんどが登録されていない状況※にあり**、現行制度では、企業等が事業を差し止められ、経済的・社会的にも大きな損失を被ることにもなりかねない。

※通常実施権の登録率は約1.3%(2006年)(平成18年「知的財産活動調査報告書」(特許庁)から推計。)

特許権の移転登録件数の推移 (相続・合併除く)



(出典) 特許行政年次報告書 2009

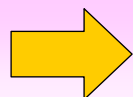
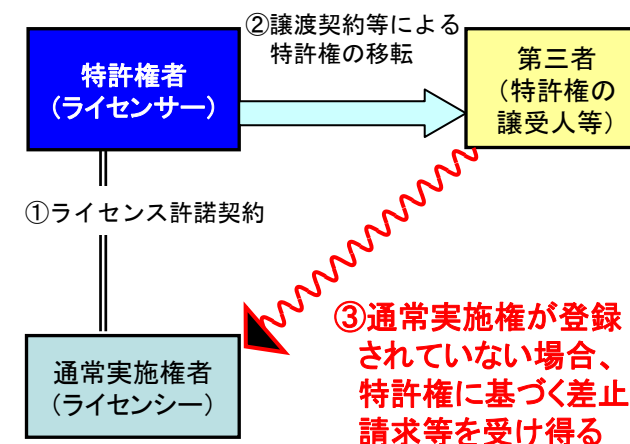
標準規格に含まれる特許権の数

標準名	対象製品	必須特許数	ライセンサ／ライセンシ
MPEG2 ※1	DVDプレーヤ／レコーダ DVDディスク、 デジタルTV、STB	840件	24社／ 約1,100社
DVD(6C) ※2	DVDプレーヤ／レコーダ DVD再生用ディスク DVD記録用ディスク	850件	8社／ 約300社
DVD(3C) ※3	DVDプレーヤ DVD再生用ディスク	1,120件	3社／－

※1：映像データの圧縮方式の一つで、DVD等で使用されるデータ形式。
 ※2：ソニー、フィリップス等が管理するDVD関連技術のpatentプール。
 ※3：パナソニック、東芝等が管理するDVD関連技術のpatentプール。

(出典) 各ライセンス団体公表資料等から作成

現行制度の問題点

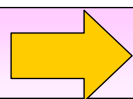
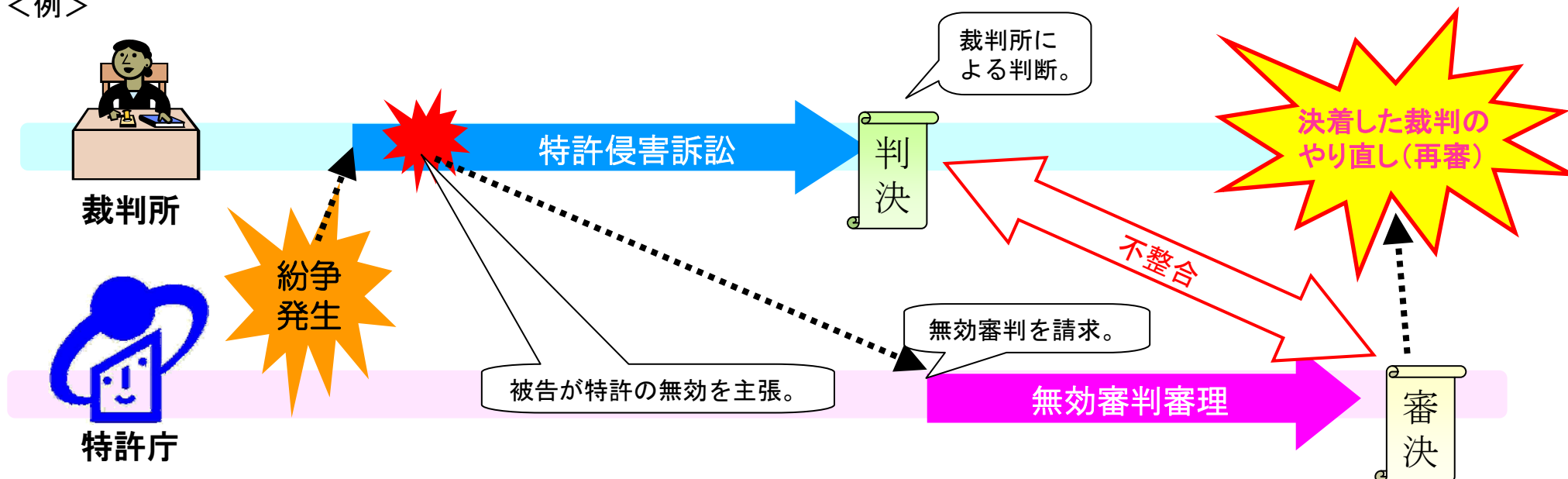


イノベーションを促進するためには、ライセンス制度の利便性を向上させる必要があるのではないか。

特許活用の促進に向けた新たな課題例(特許紛争における課題)

- 特許が活用される機会が増大するにつれ、利害関係者間の紛争の機会も増大し、紛争処理コストの増大が懸念されている。また、パテントロールによる濫用的な権利行使が米国等で活発化する等、特許の重要性の高まりに伴い、紛争リスクも増大している。
- 我が国の現行制度では、特許の有効・無効を争う紛争解決のための場合は、①特許庁での無効審判と、②裁判所での侵害訴訟の二つが併存。
- しかし、両方で特許の有効性について争われた場合、例えば、侵害訴訟で特許が有効と判断され、判決が確定した後に、特許が無効との無効審判が確定すると、決着したはずの裁判がやり直し（再審）となるおそれがあり、実際に紛争が長期化する事例も生じている。

<例>



特許権の安定性・予見可能性を向上させる必要があるのではないか。

特許活用の促進に向けた取組と今後の方向性

■ 知的財産をとりまく環境変化に対応し、特許活用の促進に関する事業の抜本的強化が必要。

現在の流通促進事業の三本柱

開放特許情報の提供・活用の促進

- 特許情報活用支援
アドバイザーの派遣
 - ・特許情報の活用による
地域産業の活性化を支援
- 特許流通データベースの
整備
 - ・インターネット上で、開放特許を
一括して検索できる特許流通
データベースを提供

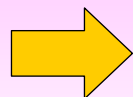
人材活用による特許流通の支援

- 特許流通アドバイザーの派遣
 - ・特許流通アドバイザーの全国
ネットワークを活用した、
開放特許のマッチング支援
- 技術移転に関わる人材の
育成支援
 - ・特許流通アドバイザーの日頃の
活動を通じたOJT等による人材育成
 - ・特許流通アドバイザーの持つ
ノウハウの継承

知的財産取引業者の育成支援

- 特許ビジネス市の開催
 - ・ライセンスや共同研究、資金提供等、
各種アライアンスの申出を募る
場(市)の提供
- 特許流通講座の開催
 - ・ライセンス契約等の、特許流通に
関する基礎知識を幅広く修得可能な
講座を提供
- 国際特許流通セミナーの開催
 - ・特許流通におけるグローバルな
考え方の習得、内外関係者との
ネットワーク形成の場の提供

抜本的強化の方向性



- 地域の特色や強みをいかした事業展開のための、地方自治体と国が一体となった支援
- 有望な海外市場（アジア市場）へ進出するための支援
- 個別の事情に応じた柔軟な対応が可能なマッチング専門人材による支援



(2) 知的財産制度の国際的な制度調和

グローバル化に対応した知財保護システムの整備に向けた課題と取組



経済産業省
特許庁
Japan Patent Office

- グローバル化が本格的に進む中、我が国企業が持つ高い技術力を国際競争力につなげていくためには、**知財が世界中でシームレスに、かつ、高いレベルで保護されることが重要。**
- このため、先進国間における取組と途上国の取組の両方を同時に進めることが必要。

視点1: 先進国間での制度調和や円滑な特許取得の実現

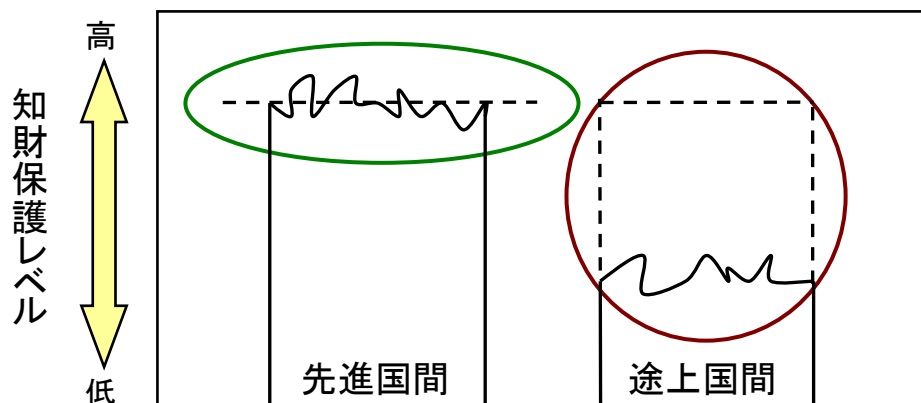
課題:

- 先進国間で制度・運用にバラツキあり
- 審査待ち期間の長期化
- 他国特許庁との重複審査による非効率性

取組:

- 先進国会合における制度調和の推進
- 特許審査ハイウェイ等の審査協力の拡大
- 審査官協議等を通じた相互理解と実務面での調和
- 各国特許庁データベースのネットワークの拡大

現状イメージ



視点2: 途上国の知財保護の底上げ

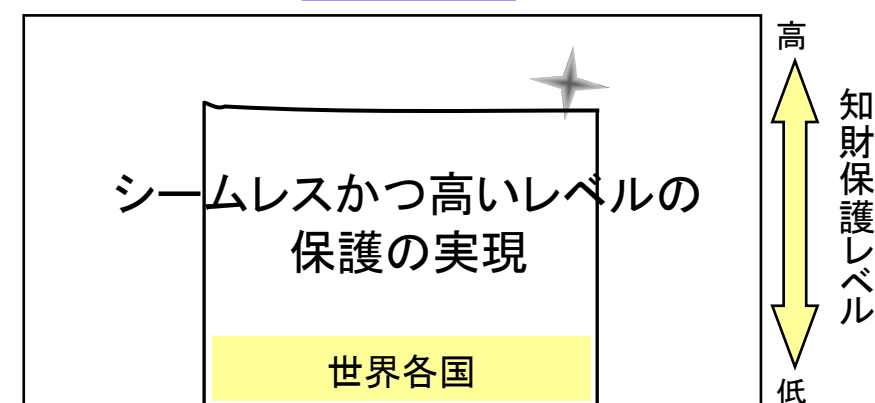
課題:

- 模倣品の流通
- 審査の質の低さや手続の不透明さ
- 知的財産分野の人材不足
- 情報システムの導入の後れ
- 部分的に不備のある制度

取組:

- 知的財産権に関する意識啓発
- 人材育成
- 情報化支援
- OEPA交渉等を通じた制度整備の働きかけ

将来イメージ



特許制度調和(1)



経済産業省
特許庁
Japan Patent Office

- W I P Oにおける特許制度調和の議論は停滞 → **議論の中心は、先進国会合へ。**
- 先進国会合では、日米と欧州が対立。**特許制度改革を進めようとする米国の動向に注目。**

1985年

|

2004年

WIPO(世界知的所有権機関)での議論

既存の議論の枠内で
制度調和を進めたい

先進国

vs.

従来の枠を超えた新たな観点
から知的財産権を捉える

途上国

議論は停滞...

先進国のみで制度調和を議論

2005年

|

2009年

特許制度調和に関する先進国会合(B+会合)での議論

先進国間の妥協案パッケージに沿った条文作成に合意

先願主義、グレースピリオド等の項目で一定の共通理解

しかし...

18か月全件公開、先使用权
をパッケージに追加したい

欧州

vs.

一度合意したパッケージ
で議論を進めたい

日米

米国の特許制度改革

先願主義への移行等を含む
「特許改革法案」が米国議
会に提出される。

2度廃案になるも...

「**特許改革法案2009**」
の今後の動向に注目

特許制度調和(2)



■ 特許制度調和に関する先進国会合（B+会合）では項目を絞って議論されているが、日米欧三極の間においても、制度に相違があるのが現状。

先進国会合(B+会合)で議論されている主要項目	第三者の法的安定性を重視 欧州※	日本	発明者の利益を重視 米国	米国特許改革法案 2009※
先願主義			先発明主義	先願主義
ヒルマードクトリン廃止			ヒルマードクトリンあり	ヒルマードクトリン廃止
宣言不要／12か月の グレースピリオド	宣言要／6か月(博覧会の 展示等、限定的)	宣言要／6か月(刊行物、 学会発表等も対象)		
先使用权	発明者から知得して実施し た者にも認める	独自発明者の実施のみ	独自発明者の実施、かつ ビジネス方法のみ	
18か月全件公開			国内のみの出願は例外	

注：
制度調和の方向と合致

国内制度との調整が
必要となる可能性あり

◆ 欧州は各国が決定権を有しており、調整が難航。

◆ 米国特許改革法案2009

グローバル化の進展に伴い、制度を
世界のベストプラクティスに合わせる
動き。パテントロール対策も背景。

・先願主義への移行
・ヒルマードクトリンの廃止など。

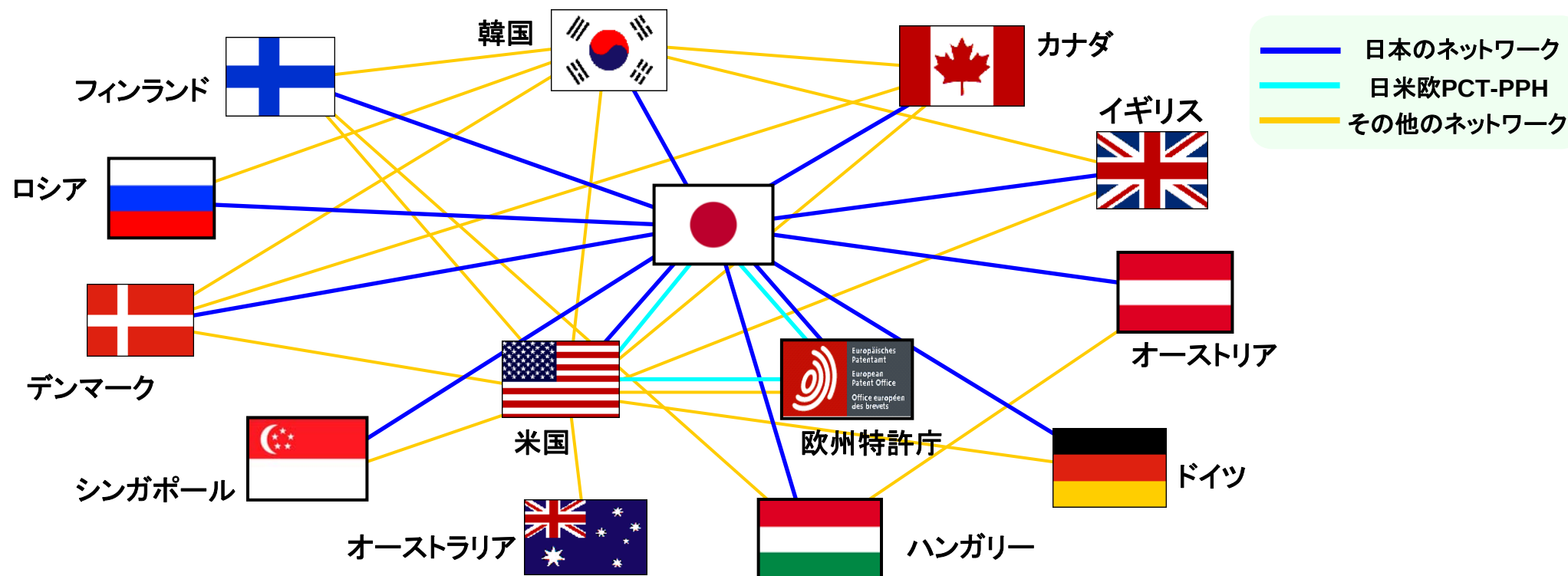
先進国間でも特許制度調和の議論は難航中

制度調和に向けた着実な前進

各国特許庁の審査実務の相互理解・ユーザーの利便性向上のために、日本主導で
情報システムの整備・共通化等とともに、**審査の運用面での調和・審査協力**を進めているところ。

拡大するPPHネットワーク

- 2006年7月の日米PPH試行プログラム開始以後、様々な特許庁がPPHに参加し、現在14の国・機関によるネットワークに発展（日本は**12か国・機関**と実施）。2010年1月には、欧州特許庁（EPO）とも試行を開始。➡ 海外での早期権利化／各国特許庁の審査負担軽減と審査の質の向上
- 日米欧では**PCT国際段階の成果物（見解書、国際予備審査報告）**を利用した、より早いタイミングで申請可能なスキーム（**PCT-PPH**）を試行。

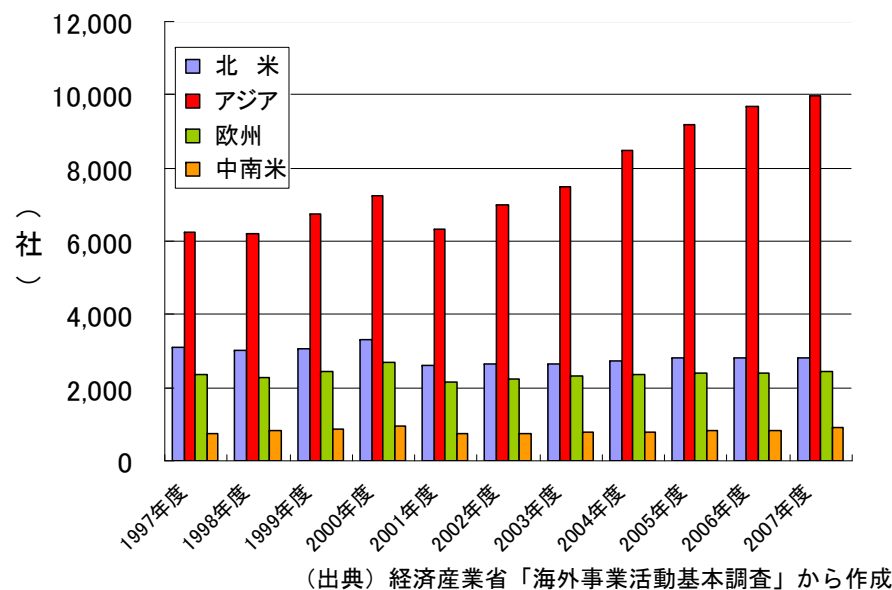


- ➡
- ・ 我が国企業のニーズを踏まえ、PPHの対象国／範囲を拡大するとともに利便性を向上。
 - ・ PPHの結果を分析し、各特許庁における審査の運用に対する相互理解を深める。
 - ・ 世界特許制度の実現に向け、運用面で実体審査のハーモナイズの促進に努める。

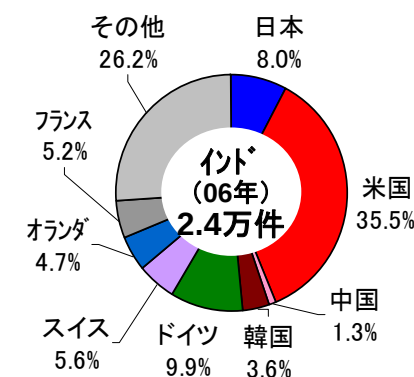
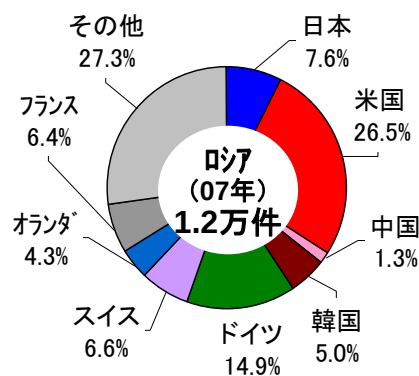
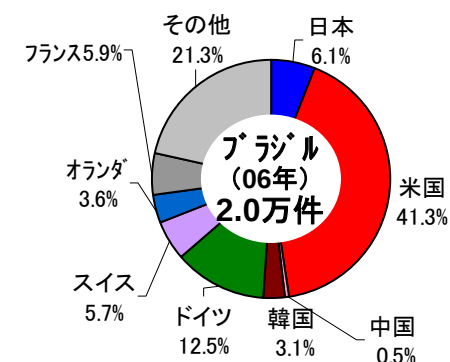
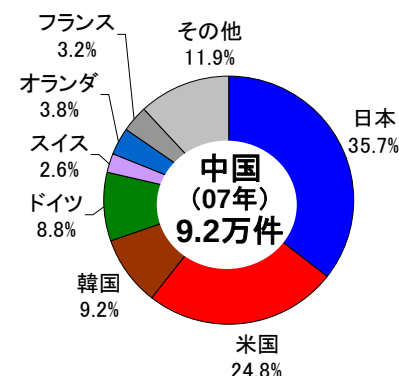
アジア諸国・新興国における知財制度整備の必要性

- 近年、我が国と経済的に結びつきの強いアジア地域やBRICsをはじめとした新興国への企業進出が進み、特にアジア地域における現地法人数はここ10年で1.5倍以上の増加。
- こうした国々においては、TRIPS協定履行により基本的な知財制度は整備されているものの、審査の効率性や透明性、質といった制度の運用面での課題が指摘されている。

我が国企業の現地法人数



新興国における非居住者による特許出願の各国内訳



(出典) 特許行政年次報告書2009年版

アジア諸国・新興国における知財制度整備に関する課題

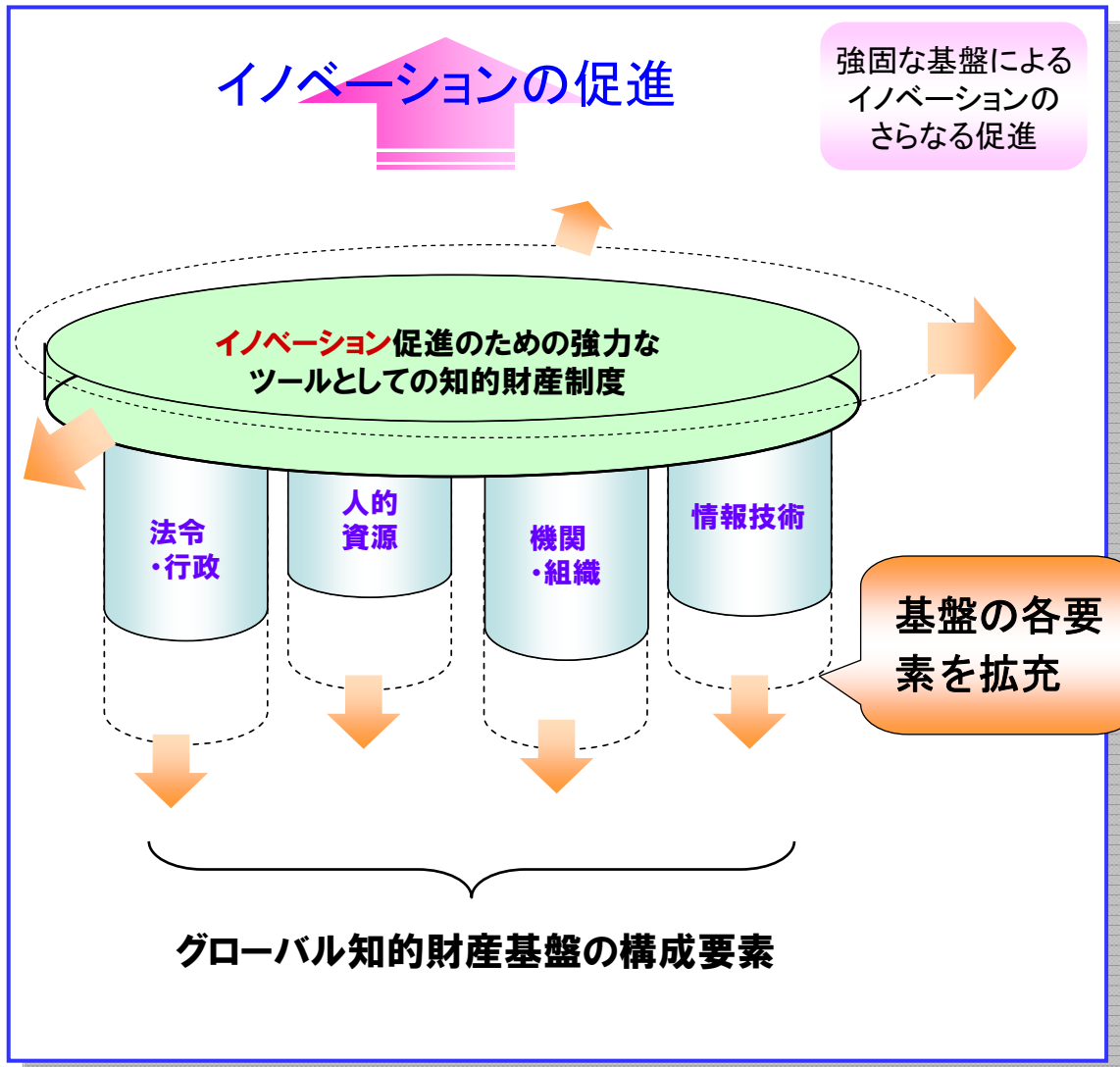
- ・ 審査の遅延及び質の悪さ
- ・ 手続の不透明さ
- ・ 出願・権利情報へのアクセスの悪さ
- ・ 模倣品の流通 等

アジア・新興国における産業インフラとしての知的財産システムの整備



経済産業省
特許庁
Japan Patent Office

- イノベーション促進のためには、知識を重視する経済において知的財産制度が有効に機能するための知的財産制度を支えるインフラのグローバルな共通性・一貫性を強化すること必要。
- 基盤となる要素をそれぞれバランスよく拡充することで、知財保護レベルが高まり、イノベーション促進に寄与。



今後の方向性

- ➡ ①アジアにおける支援を更に強化
 - ・ 他庁審査結果利用の促進
 - ・ 知財人材育成機関間の協働
 - ・ グローバルな知財IT環境の構築
 - ➡ ②重要性を増しつつある新興国等に支援を拡大
 - ・ 経済発展が著しい新興国
 - ・ 新たにPCT国際調査機関（ISA）として業務を開始する国
 - ・ 先進国との間で知財に対する意識の隔たりが大きい国
- 等



(3) 中小企業等幅広いユーザーを支援する知財制度の利便性向上

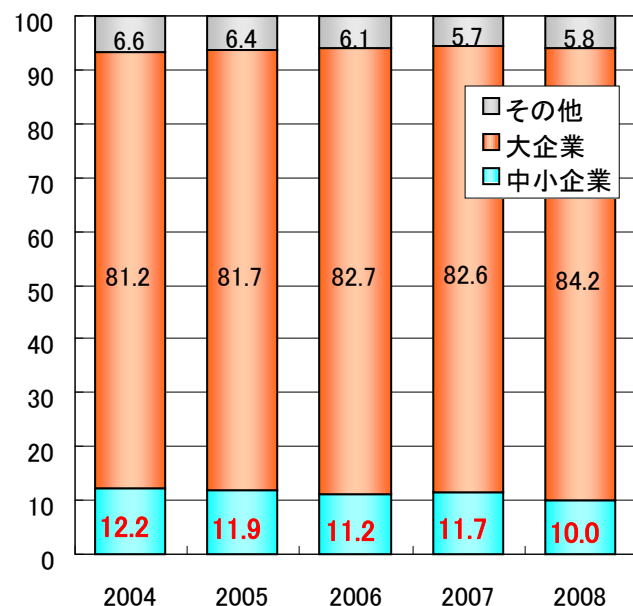
中小企業の知財をめぐる状況

- 中小企業数は約420万社と全企業数の99%以上を占め、日本のイノベーションを進展させる上で、中小企業の役割は大きいと言われているが、中小企業の特許出願比率は約10～12%と低迷。
- 資金面・人材規模の面等の制約の大きい中小企業にとっては、大企業以上に知的財産の活用が有効。

中小企業の特許出願件数の動向

中小企業の特許出願件数比率は、約10～12%（約3～4万件／年）で横ばいで推移。

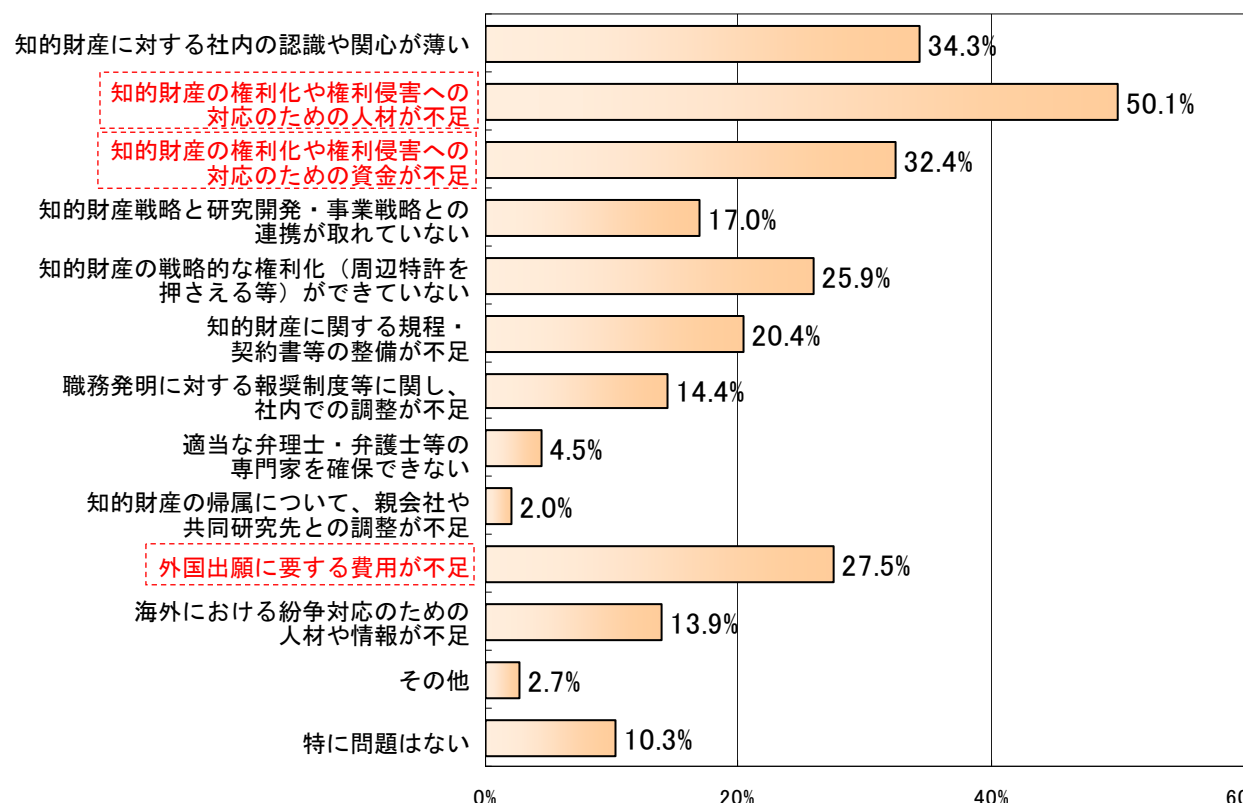
中小企業と大企業の出願件数の比較



（出典）中小企業庁「2009年版中小企業白書」

中小企業の特許出願件数の動向

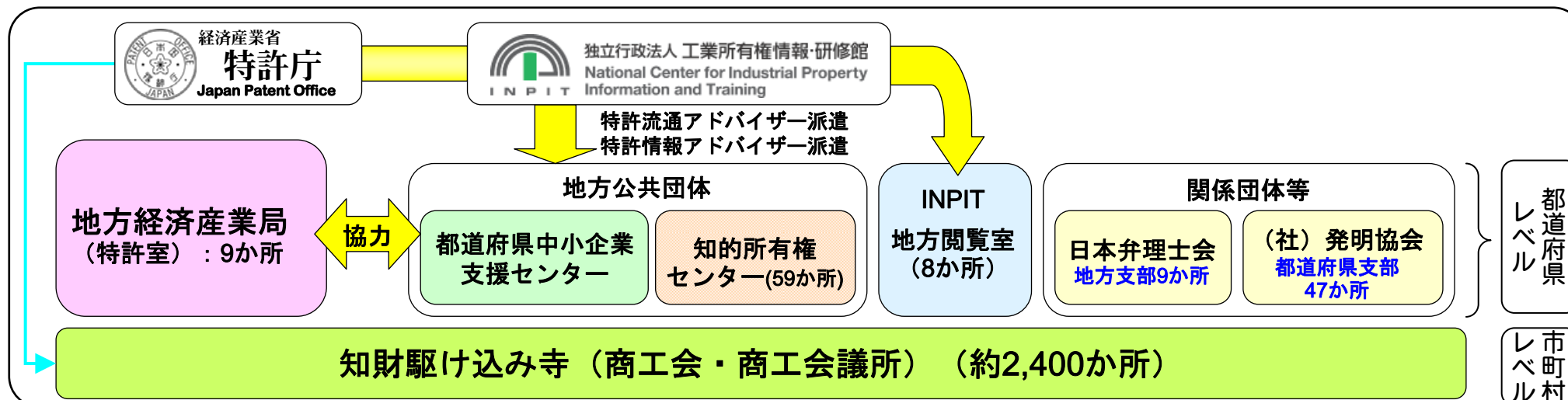
知財経営における問題点



（出典）関東経済産業局「中小企業のための知財支援策活用集」（2009年）

地域における知財支援体制

■地域において網羅的かつ、きめ細かに中小企業支援を実施。



[特許室]

- ①地域知的財産戦略本部事業の運営
- ②産業財産権に関する総合的支援(手続等に関する相談)
- ③知的財産権制度の普及・啓発
(シンポジウム、セミナー、教育支援事業等)
- ④特許情報の提供(特許原簿謄本交付等)
- ⑤産業技術力強化法に基づく特許料等減免に伴う確認行為

「都道府県中小企業支援センター」

- ①地域中小企業知財戦略コンサルティング事業(補助金)(一部)
②地域中小企業外国出願助成支援事業(補助金)(一部)

「知財駆け込み寺」

- ### ①相談取り次ぎ窓口（ゲートウェイ機能）

[工業所有権情報・研修館地方閲覧室]

- ①特許審査官端末による高度な特許情報の提供
- ②CD-ROM・DVD-ROM公報の閲覧
- ③インターネット出願共同利用パソコンの設置
- ④公報閲覧指導員による指導・相談

[弁理士会各支部・発明協会都道府県支部]

- ①産業財産権無料相談会
- ②中小企業への訪問型相談
- ③電子出願支援（共同利用端末・出願AD）

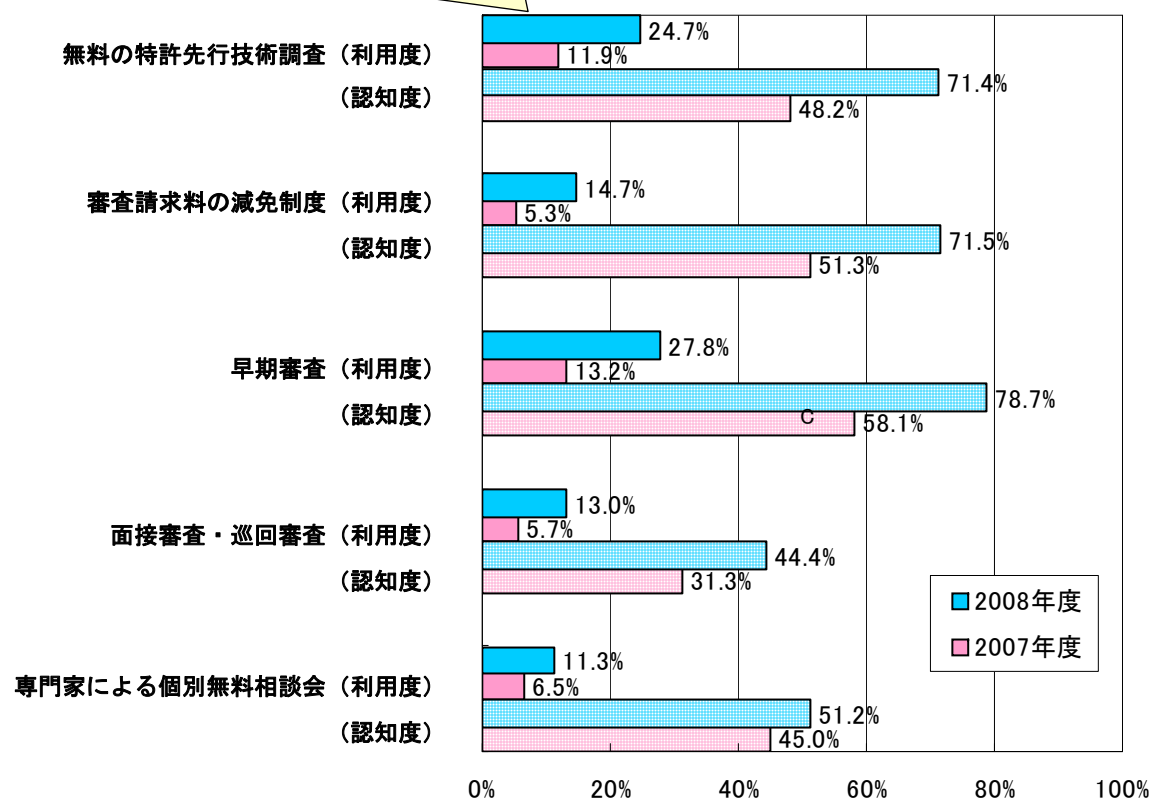
「知的所有権センター」

- ①特許情報閲覧(特許電子図書館(IPDL)の閲覧)
- ②特許情報及び関連技術情報の提供
- ③特許情報利用に関する指導相談

中小企業支援策の課題と今後の方向性

- 「地域における知財の相談窓口がわからない」、「知財は専門性が高く相談に行きにくい」との中小企業の声を踏まえ、より利用しやすい体制に見直し、中小企業への知財支援を抜本的に強化。

- ・ 出願から登録、事業化まで網羅的かつ、きめ細かに行っている中小企業支援策の認知度は高まっているものの、利用は伸び悩んでいる。



支援策の認知度と利用状況

中小企業の声

- 「地域の知財相談窓口がわからない」
- ・ 自治体によって相談機関がさまざま。

※2009年末に実施した「中小施策に関するワンストップ・サービス・ディ」でも、知財に関する質問が金融相談、経営相談に次いで3番目に多い（**全体の10.3%、186件**）など、「相談できる場」を求める中小企業も多い。

地元に密着し、中小企業が抱える悩みにきめ細かく対応するワンストップサービスを展開し、中小企業への知財支援体制を整備する。

中小企業の海外展開にかかる知財支援

- 中小企業の外国特許出願件数は増加傾向（年率10%弱）。
- 費用負担のほか、模倣品対策や外国知財制度の利用上の問題等が課題。

現在の外国出願支援策

■ 地域中小企業外国出願支援事業

中小企業の外国出願に対して都道府県等の中小企業支援センターが行う補助事業に助成。

（国:1/2（補助上限額150万円/社）、自治体:1/2補助、補助対象経費:外国出願料金、翻訳費、弁理士費用等）

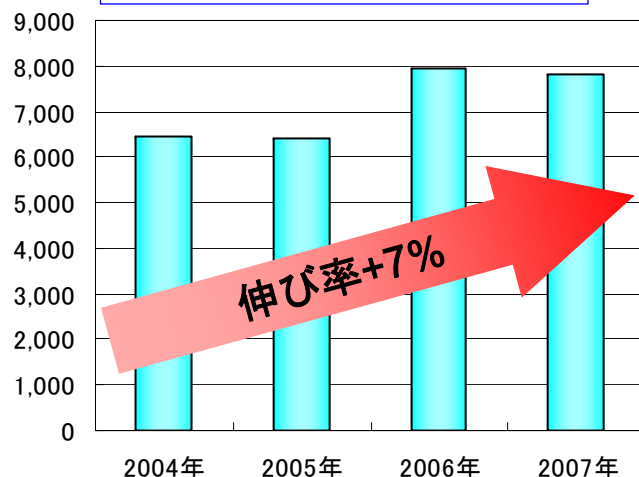
■ 外国知的財産権制度に関する相談

諸外国の産業財産権制度及び国内外の産業財産権侵害に関する相談を実施。

■ 中小企業知的財産権保護対策事業

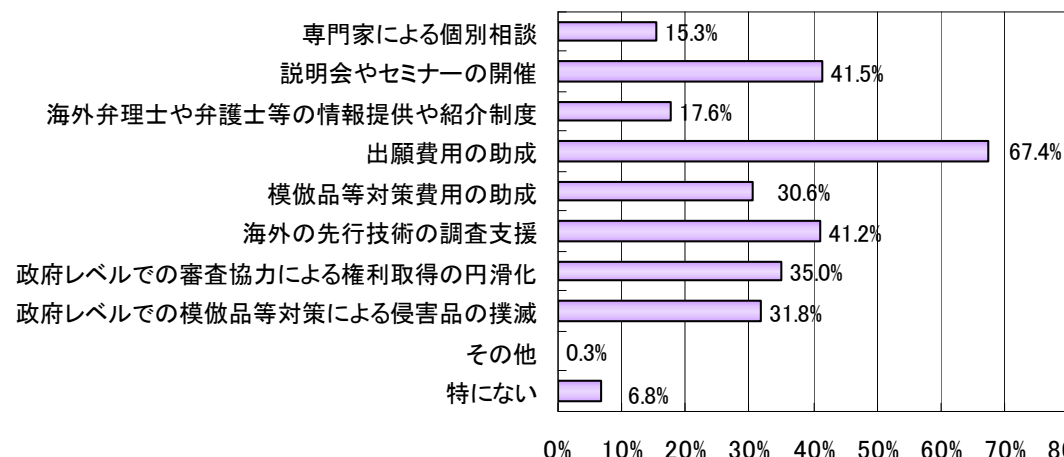
JETRO海外調査機関を活用し、侵害調査を実施。

中小企業の外国出願件数の推移

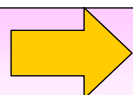


（出典）特許庁推計

外国出願について期待する公的支援



（出典）「諸外国の中小企業等の知的財産制度の支援策の比較に関する調査研究報告書」（2009）

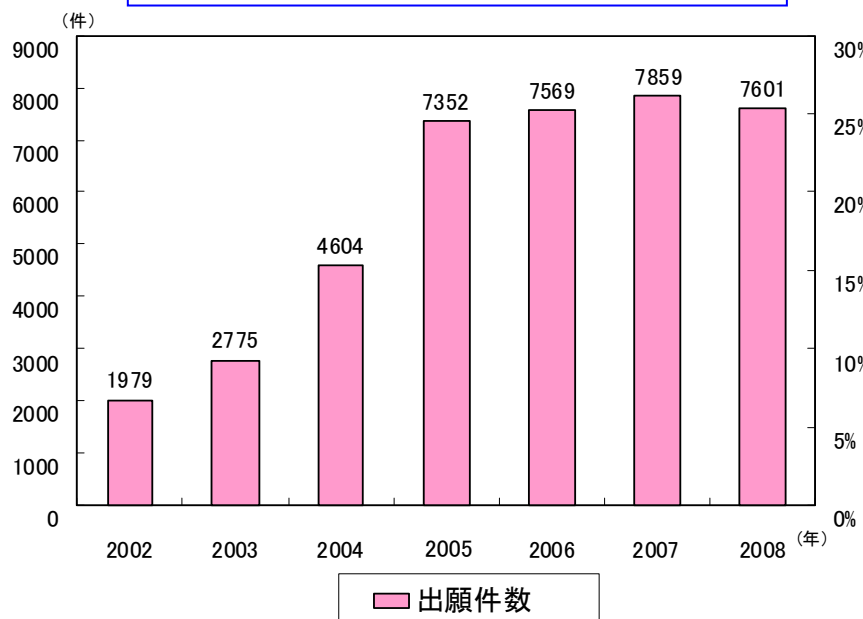


知財を活用した海外展開支援の強化が求められている。

大学等における知財をめぐる状況

- 大学等には革新的な研究成果を創出し、これらの革新的成果を企業へつないで事業化することが期待されている中、大学等における知的財産権の出願動向は量から質にシフトしている。
- これまでの政府の取組により、大学における特許取得件数やTLOの数は米国と比べて遜色の無いものとなっているが、特許を活用した収入には大きな差が生じている。
- 革新的研究成果は、いかなる規模・地理的条件の大学においても創出され得るが、大学から生み出される研究成果を特許化・特許活用に結びつけていく体制が必ずしも整備されていない。

我が国の大学・承認TLOからの特許出願件数

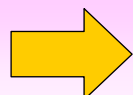


(出典)「特許行政年次報告書 2009年版」より抜粋

大学等からの技術移転の日米比較

	日本(2007年)	米国(2007年)
機関数	204機関 (大学知的財産本部等・承認TLO)	157機関
特許出願件数	7,601件 (2008年)	10,468件
実施許諾件数	5,538件	25,109件
実施料収入	11.6億円	20.8億ドル

(出典)「知的財産戦略の進捗状況 知財推進計画2009 参考2」より抜粋



大学等の研究成果の事業化をより活性化するためには、研究初期から活用を見据えた知財戦略、研究戦略及び事業化戦略を策定できるよう、専門家による支援の強化が必要。



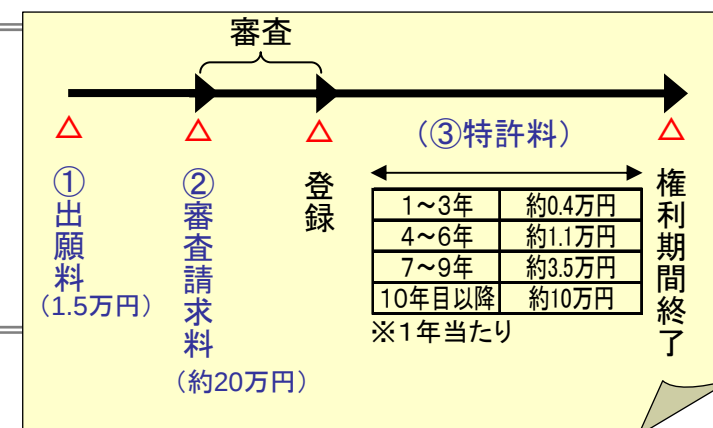
(4) イノベーションの促進に向けた 特許料金の見直し

特許料金の現状

特許料金の考え方

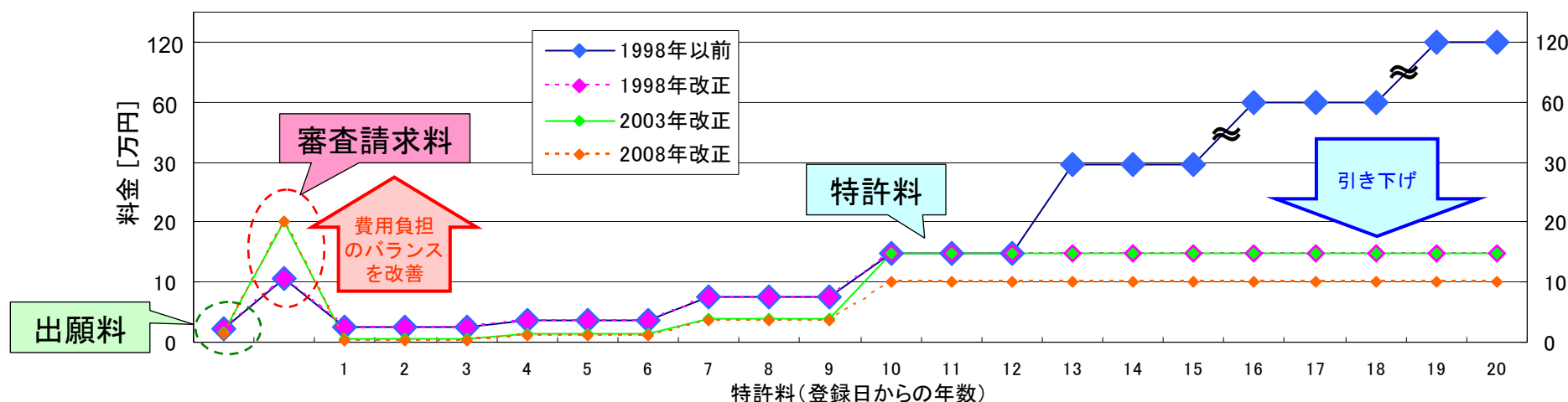
■特許料金は、受益者負担の原則の下、特許業務に必要な支出を賄うように設定。

- ①出願料 : 発明の奨励の観点から容易に出願できる水準に設定
- ②審査請求料 : 出願人の適正な審査請求を期待し得る水準に設定
- ③特許料 : 全体収支を賄うように設定（権利者の負担を考慮し累進制を採用）



近年の料金変遷

- ・業務効率化等により余剰の発生が見込まれた場合には、料金の引下げを行い出願人に還元している。
 <これまでの主な引下げ事例>
 ○1998年 10年目以降の特許料の累進構造を平準化（例：1年当たり 約30万円 → 約15万円）※平均的な出願、1年当たり（13～15年目）
 ○2008年 特許料を引下げ（平均約12%）。
- ・2003年には、出願人間の費用負担のバランス改善のため、審査請求料を上げるとともに（約2倍）、1～9年目の特許料金を引き下げ（4～8割減）。





中小企業・大学等に対する特許料金減免制度の現状

減免制度の概要

対 象	減 免 規 模	要 件	法 律
資力に乏しい個人・法人	審査請求料: 免除、半減 特許料(1～3年): 免除、3年間納付猶予	資本金3億円以下 法人税又は所得税を納付していないこと 等	特許法
研究開発型中小企業	審査請求料: 半減 特許料(1～3(一部6)年): 半減	試験研究費比率が売上の3%超 中小企業新事業活動促進法による認定 等	産業技術力強化法 等
大学・大学研究者 ・公設試験研究機関 等	審査請求料: 半減 特許料(1～3年): 半減	職務発明であること 等	産業技術力強化法 等

減免対象、利用の拡大に向けた取組

実施時期	対 象	内 容
平成12年1月	資力に乏しい法人	新設
平成12年4月	研究開発型中小企業	新設
	大学・大学研究者	新設
平成16年4月	資力に乏しい法人	対象拡大(設立5年以下→10年以下)
	公設試験研究機関 等	新設
平成18年8月	資力に乏しい法人	対象拡大(設立10年以下→撤廃)

➤ 各種説明会やセミナーなど、あらゆる機会を通じて減免制度を紹介。特に、実務者向けの説明会や中小企業等へ直接訪問して制度説明する際には減免制度の手続等を詳細に説明。

➤ 減免制度を紹介したパンフレットを平成17年度以降、延べ約130万部配布するなど、近年減免制度を強力にPR。

減免利用実績

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
個人・中小企業	1, 522件	3, 739件	4, 553件	5, 342件	6, 348件	6, 115件
大学・大学研究者 ・公設試験研究機関 等	196件	1, 275件	1, 813件	2, 951件	3, 846件	4, 164件

➤ 減免制度の利用拡大に向けた取組により、利用実績は増加傾向にある。

特許料金の見直しの方向性について

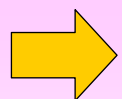
■ 経済危機後の出願等の状況

- 特許出願 ▲10% (H20.10- H21.9 対前年同期 40,000件減)
- 審査請求 ▲11% (同 30,000件減) ※審査請求期間3年の出願のみ

・ ユーザーの声

- 75%の出願人が「審査請求料は高い。」
- 景気、業績により予算が減れば、審査請求も絞らざるを得ない。審査請求料は特に高い。
- 近年の経済状況から、審査請求を行えず、有望な発明を埋もれさせてしまうことがある。

H21 特許庁「我が国の経済情勢等を踏まえた産業財産権に関する料金制度等の在り方に関する研究」アンケート調査 等



出願等が減少する中、我が国全体のイノベーションの促進に資する料金の在り方について、受益者負担の原則を踏まえつつ、検討を行うべきではないか。
また、中小企業・大学の減免制度の対象拡大や手続の簡素化を図り、幅広い利用を促進することにより、イノベーションの裾野の拡大を図るべきではないか。

(参考)

■ 中小企業・大学の声

- 平成16年の審査請求料の値上げや、昨今の不況の影響もあり、審査請求を見送るケースがある。
- 減免制度を利用したいが、手続の煩雑さや弁理士費用を考えると、特に、特許料については、割引が薄く減免申請をしない場合がある。
- 減免の手続は煩雑である。減免の対象を中小企業すべてにして、提出書類を簡素化して欲しい。